

自己株消却スキームに係る業務処理要領

平成17年9月
(株)証券保管振替機構

内容	備考
<p>発行会社が機構に預託している自己株式の消却を行う場合に、機構が構築した自己株消却スキームを利用するときは、次の要領により処理するものとする。</p> <p>1. 自己株式の事前振替</p> <p>発行会社が機構に預託している自己株式を消却する場合に、当該自己株式が名義書換代理人でない参加者の口座にあるときは、本スキームを利用する前に名義書換代理人の自己株式管理口座に口座振替により集約する。</p> <p>発行会社は、参加者及び名義書換代理人と事前に連絡をとり、事前振替の日程、自己株式の消却スケジュール等について調整しておく。</p> <p>2. 名義書換代理人による自己株式消却通知</p> <p>名義書換代理人は、発行会社が自己株式消却に係る取締役会決議を行なった後、本スキームを利用する場合には、速やかに機構に対して「自己株式消却通知書(兼交付請求書)」を送付する(郵送等)。</p> <p>当該通知には、次の事項を記載する。(別紙1参照)</p> <p>参加者名(名義書換代理人)</p> <p>消却対象株式を管理している自己株管理口座の口座番号</p> <p>銘柄名・銘柄コード</p> <p>消却株数</p> <p>交付日</p>	<p>自己株式管理口座とは、発行会社の自己株式を記録・管理しておくために名義書換代理人の参加者口座に設けられる口座のことをいう。具体的には、単元未満買増管理等の口座と併用することも可能であり、別途、70番台等に新たな専用区分口座を設定することも可能。証券会社等の参加者口座で自己株式が保有されている場合には、事前に名義書換代理人の自己株式管理口座に自己株式を振り替えることにより、参加者の交付請求や券面の搬送事務は不要となる。</p> <p>名義書換代理人は、本スキームを利用する場合には、事前に日程について機構に連絡を行う。自己株式消却通知書(兼交付請求書)は、交付日の前営業日(午後3時)までに機構へ通知が必着するように行う。機構は、業務規程第77条に規定する権利確定日等の交付制限日には本スキームに係る交付についても行わない。消却株数に単元未満株式が含まれていても利用可能。</p>

内容	備考
<p>3. 機構による不所持株式の発券請求と預託残高の減額処理</p> <p>機構は、名義書換代理人からの自己株式消却通知を受けた翌営業日に、機構に預託されている当該発行会社株式のうち不所持の申出をしている株式から、当該消却株式の数量について、株券の再発行請求をFAXにより行う。(別紙2参照)</p> <p>併せて、機構は、名義書換代理人の自己株式管理口座から当該消却株式の数量を減額する(機構システムを通じてリアルタイム処理を行う)。</p> <p>4. 名義書換代理人による株券の発行</p> <p>名義書換代理人は、機構からの株券の再発行請求を受けて株券を発行した後、Web端末の口座処理明細上で、自己株式消却に係る口座残高が減額処理されていることを確認する。</p> <p>名義書換代理人は、発券した株券の記番号等を機構に対して郵送等により通知する。(別紙3参照)</p> <p>5. 名義書換代理人による株券の消却</p> <p>名義書換代理人は、効力発生日に株券の廃棄処理を行う。</p>	<p>法律行為としては、機構の発券請求を受けて、名義書換代理人が発券を発行、当該株券を機構のために占有し(占有改定)、名義書換代理人の交付請求を受けて、機構が預託残高を減額した時に名義書換代理人に当該株券が引き渡される(簡易の引渡し)。</p> <p>機構の請求により発行する株券は、流通を目的としていないことから証券取引所が定める様式に適合している必要はなく、商法上の法定記載事項が記載されているのみの簡易券面で足りるものとする(株式取扱規定で発行可能な券種を予め定めておくことで、消却株数を記載した大券1枚で可)。</p> <p>本スキームに係る株券の不所持からの発券費用は発行会社が負担するものとする。</p>

以上

平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構
業務部 御中

_____信託銀行証券代行部
担当：_____ 印
(連絡先：_____)

自己株式消却通知書（兼交付請求書）

下記の銘柄につきまして、以下の要領にて自己株式消却を行うことから、お手続きの程、よろしくお願いたします。

記

1. 参加者 _____信託銀行（交付口座：_____）
2. 銘柄 _____株式（銘柄コード：_____）
3. 株数 _____株
4. 交付日 平成 年 月 日（ ）

※「交付口座」欄には7桁の参加者コードをご記載ください。

以上

平成 年 月 日

株式会社 証券保管振替機構
業務部 御中_____信託銀行証券代行部
担当：_____ 印
(連絡先：_____)

自己株式消却に係る株券発行通知

貴社の不所持株券に係る発券請求に基づき、下記のとおり、自己株式消却に係る株券発行を行ったことから、ご通知します。

記

1. 銘柄 _____ 株式 (銘柄コード： _____)
2. 株数 _____ 株
3. 発行券種等

券種	枚数	記号・番号

※発行枚数が多い場合には、別紙にご記載ください。

以上

預託自己株式の消却スキームのモデル日程

日程	処理
X - α	<ul style="list-style-type: none"> • 自己株式消却に係る取締役会決議 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 本スキームを利用する場合に、自己株式が名義書換代理人でない参加者の口座にあるときは、発行会社は、当該参加者及び名義書換代理人と調整したうえで、名義書換代理人の自己株式管理口座に自己株式を口座振替により集約する。
X	<ul style="list-style-type: none"> • 名義書換代理人は機構に対し自己株式消却通知（兼交付請求書）を行う（郵送等）。（Xは機構到着日）
X + 1	<ul style="list-style-type: none"> • 機構は名義書換代理人に対し不所持株式の発券請求を行う（FAX）とともに、不所持残高から減額処理（機構システムによるリアルタイム処理）を行う。 • 名義書換代理人は株券を発行し、効力発生日に株券の廃棄処理を行う。

以上